

# 大切です！ 食品表示

業務用生鮮食品・業務用加工食品編

正しい表示で  
お店の信頼度アップ



食品の表示は、お客さまが商品を選ぶときの大切な情報源です。

正しい知識で、正確な表示をしましょう。

このリーフレットでは、JAS法の改正により平成20年4月1日から施行された、  
業務用生鮮食品・業務用加工食品に必要な表示事項を解説します。

（JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）



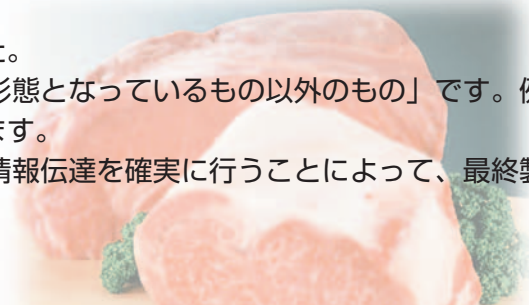
## 2 業者間取引における加工食品の表示

### ■ 目的 ■

加工食品のうち、業務用加工食品が新たに表示の対象となりました。

業務用加工食品とは「加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のもの」です。例えば、コロッケに使用される「合挽肉」が業務用加工食品に該当します。

最終製品になる前の加工食品に、流通段階での表示を義務付け、情報伝達を確実に行うことによって、最終製品における表示の信頼性が高まることとなります。



### ■ 表示が必要な項目・場所 ■

業務用加工食品について表示が義務付けられた項目は、**名称、原材料名、製造業者等の氏名又は名称及び住所**です。その他に、輸入品の場合は**原産国名**、最終製品において原料原産地表示が必要なものになる場合には**原料原産地**の表示が必要となります。また、食品衛生法や計量法で表示が義務付けられている項目については、従来どおり表示する必要があります。

名称、食品添加物、内容量、期限表示、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所は業者間取引においても既に食品衛生法で表示が義務付けられています。新たに表示の必要があるのは食品添加物以外の原材料名と、一部の食品における原産国名、原料原産地名になり、これらについては容器・包装のほか、送り状、規格書、納品書等での表示も認められています。

業務用加工食品について、表示する項目と場所をまとめると下記のようになります。

表示する項目	表示する場所	備考	
名称	容器・包装	JAS法改正により追加された項目だが、従来から食品衛生法により表示が義務付けられている。	
原材料名	食品添加物 以外のもの	容器・包装のほか、送り状、規格書、納品書等でも可	JAS法改正により追加された項目
	食品添加物	容器・包装	食品衛生法に基づく表示が必要な項目
原料原産地名	容器・包装のほか、送り状、規格書、納品書等でも可	JAS法改正により追加された項目 (最終製品が原料原産地の表示が必要な加工食品になる業務用加工食品であって、最終製品で原料原産地名の表示が必要な原材料を含む場合)	
内容量	容器・包装	計量法に基づく表示が必要な項目	
賞味期限(消費期限)	容器・包装	食品衛生法に基づく表示が必要な項目	
保存方法	容器・包装	食品衛生法に基づく表示が必要な項目	
原産国名	容器・包装のほか、送り状、規格書、納品書等でも可	JAS法改正により追加された項目 (最終製品が輸入品となる業務用加工食品の場合)	
製造業者等の氏名又は名称及び住所	容器・包装	JAS法改正により追加された項目だが、従来から食品衛生法により表示が義務付けられている。	

### 参考ホームページ

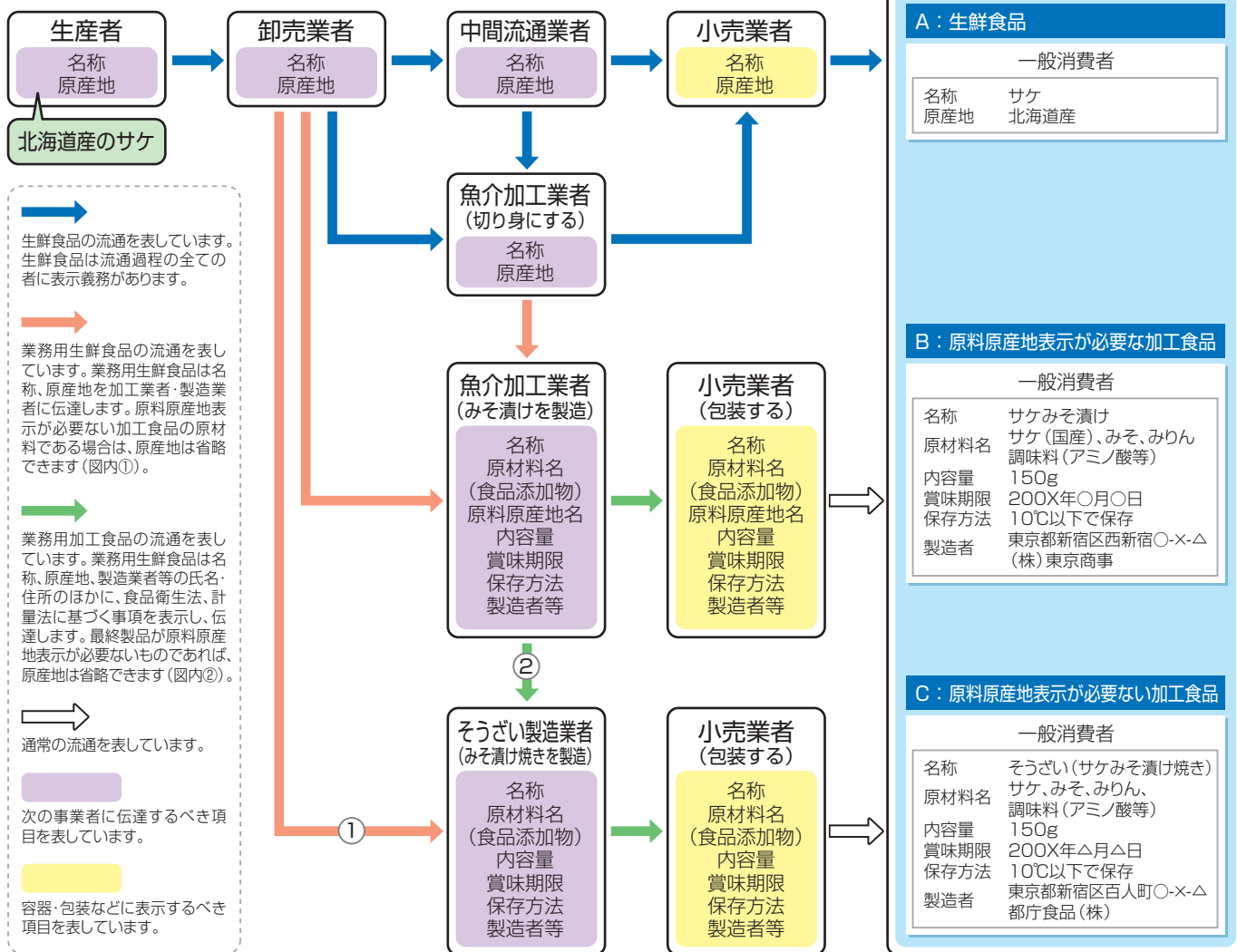
#### ■ 東京都福祉保健局「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/index.html>

#### ■ 農林水産省「食品表示Q&A・ガイドライン等」

<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>

このフローチャートは、北海道で漁獲されたサケを例にして、流通段階でどのような情報を伝達すればよいのかを表したものです。北海道で漁獲されたサケが、A:生鮮食品(サケの切り身)、B:原料原産地の表示が必要な加工食品(サケのみそ漬)、C:原料原産地表示が不要な加工食品(サケのみそ漬焼き)になるまでを図で表しています。



## よくある質問

**Q** 納品書、規格書などの表示の根拠となる書類は、どの程度の期間、保存すればよいですか？

**A** 概ね3年を目安として保存することが望ましいと考えます。

**Q** 業者間取引において表示違反をした場合、罰則はありますか？

**A** JAS法の品質表示基準違反となりますので、「表示の是正の指示・公表」、「指示に従うよう命令・公表」の手順を踏んだ上で、「懲役又は罰金」が科されることがあります。

**Q** グループ企業間の取引は表示義務の対象になりますか？

**A** グループ企業間の取引も業者間取引となりますので、表示義務の対象となります。

**Q** 業務用スーパーなどで一般消費者に販売される可能性のあるものの表示はどうすればよいですか？

**A** 一般消費者に販売される可能性のあるものについては、品質表示基準に従って一般消費者向けの表示をしてください。

**Q** 最終製品が輸入品となる業務用加工食品とはどのようなものですか？

**A** 国内で詰め合わせるために製品輸入した加工食品、国内で小分け包装するためにバルクで輸入した加工食品などです。

このリーフレットはJAS法を中心に解説したものです。食品表示には、JAS法の他に食品衛生法や計量法など、多くの法令が関わってきますので、食品の表示を作成する際には各法令の窓口で御相談頂くようお願いいたします。

## 食品表示に関する問い合わせ先

**■JAS法に関すること**

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課品質表示係  
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター本部

電話：03-5320-4408  
電話：048-600-2366

**■食品衛生法に関すること**

お近くの保健所へお問い合わせください。